２　前項の規定は、法第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

（純資産の額の算定方法）

第百八十四条　法第五十四条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、最終の貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除する方法とする。

（通則）

第百八十五条　法第五十四条の六（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合（経済事業未実施非出資組合を除く。以下この款及び次款において同じ。）が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この節に定めるところによる。

２　（略）

（清算時の資産の評価）

第百九十三条　第百八十六条から前条までの規定にかかわらず、清算組合（法第七十七条において読み替えて準用する会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により清算をする組合をいう。以下同じ。）が会計帳簿に計上すべき全ての資産については、その処分価額を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条において読み替えて準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価額を付さなければならないものとする。

（出資金の額）

第百九十九条　（略）

２　（略）

３　出資組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一　出資組合が法第二十六条第一項（法第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により脱退する組合員又は会員に対して持分の払戻しをする場合　当該脱退する組合員又は会員の引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二　法第三十一条第一項（法第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員又は会員が出資口数を減少させる場合　当該減少する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三　出資組合が法第五十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する出資一口の金額の減少を決議した場合　出資一口の金額の減少額に総出資口数を乗じて得た額

（新設）

（純資産の額の算定方法）

第百八十四条　法第五十四条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、最終の貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除する方法とする。

（通則）

第百八十五条　法第五十四条の六（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合（経済事業未実施非出資組合を除く。以下この款及び次款において同じ。）が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この節に定めるところによる。

２　（略）

（清算時の資産の評価）

第百九十三条　第百八十六条から前条までの規定にかかわらず、清算組合（法第七十七条において読み替えて準用する会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により清算をする組合をいう。以下同じ。）が会計帳簿に計上すべきすべての資産については、その処分価額を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条において読み替えて準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価額を付さなければならないものとする。

（出資金の額）

第百九十九条　（略）

２　（略）

３　出資組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一　出資組合が法第二十七条第一項（法第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により脱退する組合員又は会員に対して持分の払戻しをする場合　当該脱退する組合員又は会員の引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二　法第三十一条第一項（法第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員又は会員が出資口数を減少させる場合　当該減少する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三　出資組合が法第五十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する出資一口の金額の減少を議決した場合　出資一口の金額の減少額に総出資口数を乗じて得た額